

築上町告示第131号

平成22年第4回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成22年11月24日

築上町長 新川 久三

1 期 日 平成22年12月6日

2 場 所 築上町役場議事堂

開会日に応招した議員

田原 宗憲君	丸山 年弘君
首藤萬壽美君	塩田 文男君
工藤 久司君	塩田 昌生君
成吉 暲奎君	吉元 成一君
西畑イツミ君	西口 周治君
有永 義正君	田村 兼光君
田原 親君	信田 博見君
宮下 久雄君	武道 修司君
平野 力範君	中島 英夫君
繁永 隆治君	

12月8日に応招した議員

12月9日に応招した議員

12月10日に応招した議員

12月17日に応招した議員

応招しなかった議員

平成22年 第4回 築上町議会定例会会議録(第1日)

平成22年12月6日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成22年12月6日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 日程第4 議案第94号 平成22年度築上町一般会計補正予算(第8号)について
- 日程第5 議案第95号 平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第6 議案第96号 平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第7 議案第97号 平成22年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第8 議案第98号 築上町公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第99号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第100号 財産の取得について
- 日程第11 議案第101号 財産の処分について
- 日程第12 議案第102号 基本協定の締結について
- 日程第13 議案第103号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第14 議案第104号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第15 議案第105号 人権擁護委員の推薦について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 日程第4 議案第94号 平成22年度築上町一般会計補正予算(第8号)について
- 日程第5 議案第95号 平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算

(第3号)について

日程第6 議案第96号 平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について

日程第7 議案第97号 平成22年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第8 議案第98号 築上町公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第9 議案第99号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第100号 財産の取得について

日程第11 議案第101号 財産の処分について

日程第12 議案第102号 基本協定の締結について

日程第13 議案第103号 人権擁護委員の推薦について

日程第14 議案第104号 人権擁護委員の推薦について

日程第15 議案第105号 人権擁護委員の推薦について

出席議員(19名)

1番 田原 宗憲君	2番 丸山 年弘君
3番 首藤萬壽美君	4番 塩田 文男君
5番 工藤 久司君	6番 塩田 昌生君
7番 成吉 暲奎君	8番 吉元 成一君
9番 西畑イツミ君	10番 西口 周治君
11番 有永 義正君	12番 田村 兼光君
13番 田原 親君	14番 信田 博見君
15番 宮下 久雄君	17番 武道 修司君
18番 平野 力範君	19番 中島 英夫君
20番 繁永 隆治君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君                      書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 新川 久三君 副町長 ..... 八野 紘海君  
教育長 ..... 神 宗紀君  
会計管理者兼会計課長 ..... 畦津 篤子君  
総務課長 ..... 吉留 正敏君 財政課長 ..... 則行 一松君  
企画振興課長 ..... 渡邊 義治君 人権課長 ..... 松田 洋一君  
住民課長 ..... 福田みどり君 税務課長 ..... 田村 一美君  
福祉課長 ..... 中野 誠一君 建設課長 ..... 田中 博志君  
産業課長兼農業委員会事務局長 ..... 久保 和明君  
上水道課長 ..... 中嶋 澄廣君 下水道課長 ..... 久保 澄雄君  
総合管理課長 ..... 吉田 一三君 商工課長 ..... 石川 武巳君  
環境課長 ..... 永野 隆信君 学校教育課長 ..... 田中 哲君  
生涯学習課長 ..... 田原 泰之君 監査事務局長 ..... 川崎 道雄君  
清掃センター長 ..... 田村 修乃君

午前10時00分開会

議長(成吉 暲奎君) 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は19名です。定足数に達しておりますので、平成22年第4回築上町議会定例会を開会いたします。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長、新川久三君。

町長(新川 久三君) 皆さん、おはようございます。第4回定例会を招集いたしましたところ、全議員の参加をいただきまして、大変ありがとうございます。

9月以降の主な出来事といえますか、行政報告。旧蔵内邸の関係でございますけれども、10月の末日に登記が全部完了いたしまして、名実ともに町のものとなりました。そして今、中の整備を急いでやっております。植木の手入れ、それからいわゆるセキュリティーの関係の工事をやったりとか、それから名勝指定に向けての調査も、これもほぼ完了に近づいております。そして先般は、昨日ボランティア約80名、郷土史会の皆さんと地元自治会の皆さんが主になって、いろんな清掃作業をしていただいたところでございます。

次に、米軍再編の協議会の発足の件でございますけれども、かねてから皆さん方といろんな形で、全国組織を設けたらどうかという議論もございました。ようやく、その全国組織が10月24日に立ち上がりました。加盟市町村18の市と町でございます。

特に、新田原基地の新富町、高鍋町だけがちょっとまだ未加盟という、これ事情があるということで、高鍋町は加盟をしてもいいという状況でございますけれども、新富町に少し遠慮して加盟はちょっと控えさし

ておると。それで、新田原基地の宮崎市と西都原市は加盟をして、西都原が新田原の代表と。それから、築城基地の代表は私というようなことで、全国の18の中で、北海道の千歳市長が会長、そして私も築城基地の代表の副会長というようなことで仰せつかって、今後いろんな情報交換、それから国への要望をやっていこうということで、発足をいたしましたところでございます。

それからあと、中国との交流をいたしておりますが、今度議会の終了後、12月20日に金壇市の副市長、王副市長以下6名が本町を訪問してくるようになっております。

用件としては、液肥の、いわゆる循環型農業推進友好協定をしておるその関係と、もう一つは、築城小学校の姉妹校締結の件でございますけれども、20日の日に来て1週間ほど本町に滞在するというようなことで、築城小学校の姉妹校の件は、前にも申したと思いますが、金壇市の中で非常にすばらしい学校ということで「薛埠中心小学校」という小学校です。約1,000人ぐらいの規模の学校と、このように聞いておりますが、友好協定に先だって事前協議を行おうというようなことで、そして、明けて2月に正式に友好協定を行おうという計画になっておるところでございます。

それから、もう一つは、これもやはり外国という、交流もいいんですけども、国内での交流もということで、ちょうど北海道の川上郡標茶町という町でございますけれども、これが上本庄出身の池田町長、池田裕二町長が標茶町町長ということで、先般選挙がございまして、無投票で当選したということで、何らかの形で交流をやったらどうだろうかということで、先般上京の際に、ちょっと2人でいろんな話をいたしまして、とにかくお互い情報交換をやりながら交流をやっていこうと。そして、将来的には人的交流もいいんじゃないかと、そういう話まで、ちょっと今してきたところでございまして、北海道と九州という1つの関係で、いい交流になるのではなからうかということで、今後そういう北海道との交流もやっていこうという、ちょっとした今の何と申しますか、足がかりをつくっていきながら、将来的にはいろんな交流をやっていこうというようなことで話をしたところでございます。

本日は、議案提案が12議案ということで、例年になくちょっと議案数少のうございまして、皆さんに慎重審議をしていただきながら、全議案とも採択いただきますようお願い申し上げます。町政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでした。

これで、行政報告は終わりました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

議長(成吉 暲奎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番、吉元成一議員、9番、西畑イツミ議員を指名いたします。

## 日程第2. 会期の決定

議長(成吉 暲奎君) 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。宮下委員長。

議会運営委員長(宮下 久雄君) 議会運営委員会の報告をいたします。

12月1日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の日程案のとおり決定いたしました。

12月6日の本日は本会議で、議案の上程、なお、財産の取得、財産の処分及び人事案件は本日即決することとして協議をいたしました。

12月7日は議案考案日とします。

12月8日水曜日は本会議で、議案に対する質疑と委員会付託を行います。

12月9日は本会議で、一般質問とします。

12月10日は本会議で、一般質問とします。

12月11日土曜日、12日日曜日は、休会といたします。

12月13日は休会で、厚生文教常任委員会といたします。

12月14日は休会で、産業建設常任委員会といたします。

12月15日は休会で、総務常任委員会とします。なお、委員会審議については、所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑として、一般行政事務関連につきましては、一般質問でお願いいたします。

12月16日は休会で、委員会予備日とします。

12月17日金曜日は本会議で、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

なお、一般質問の受け付け締め切りは、本日午後3時までといたしますのでよろしくお願いいたします。

以上、会期は、本日から12月17日までの12日間とすることが適当だと決定いたしましたので、報告をいたします。

以上でございます。

議長(成吉 暲奎君) 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日12月6日から12月17日までの12日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月17日までの12日間に決定いたしました。

## 日程第3. 諸般の報告

議長(成吉 暲奎君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

議案は、お手元に配付しておりますように、議案第94号ほか11件であります。ほかに、例月出納検査報告が配付のとおり提出されておりますので、あわせて御報告いたします。

議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第94号の平成22年度築上町一般会計補正予算(第8号)についてから日程第7、議案第97号の平成22年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第94号から議案第97号までを一括上程することに決定いたしました。

日程第4. 議案第94号

日程第5. 議案第95号

日程第6. 議案第96号

日程第7. 議案第97号

議長(成吉 暲奎君) 日程第4、議案第94号の平成22年度築上町一般会計補正予算(第8号)についてから日程第7、議案第97号の平成22年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) 議案第94号平成22年度築上町一般会計補正予算(第8号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成22年度築上町一般会計補正予算(第8号)を別紙のとおり提出する。

議案第95号平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を別紙のとおり提出する。

議案第96号平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を別紙のとおり提出する。

議案第97号平成22年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成22年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。平成22年12月6日、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第94号は、平成22年度築上町一般会計補正予算(第8号)についてでございます。本予算は、既定の歳入歳出予算の総額97億5,241万7,000円に1億4,976万3,000円を追加

いたしまして、歳入歳出予算の総額を99億218万円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、乳幼児の医療費支給事業補助金600万円、私立保育園の運営費国県負担金462万1,000円、それから過疎対策事業債ということで、これは合併特例債の過疎対策債の振り替えもでございますが、1億970万円を増額させていただいております。それから、旧船迫小学校の用地売り払い収入が4,989万9,000円を一応入れるようにしておりますのでございます。

そして、歳出の主なものは、いわゆる農業集落排水事業と、特定環境保全公共下水道特別会計への繰出金、これは3,704万円減額いたしまして、ふえる分は、乳幼児の医療費が1,200万円、それから私立保育園の運営費の分が1,146万5,000円、公共下水道事業特別会計への繰出金3,647万。それから、東八田及び安武の学習等供用施設の改修事業1,000万、あとは残り財政調整積立金に4,990万円を増額するものでございます。

次に、議案第95号につきましては、平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)でございますが、本予算は、既定の歳入歳出総額の増減はございませんが、歳入の消費税還付金464万、それから前年度繰越金1,335万の収入計上を行い、あと一般会計繰入金を1,767万5,000円減額するものでございます。

次に、議案第96号平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)でございますが、これも前議案同様、予算調整ということで、消費税、それから繰越金を一般会計等調整するものでございます。

次に、議案第97号平成22年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,363万円を増額いたしまして、予算の総額をそれぞれ5億6,615万3,000円と定めるものでございます。

補正の主なものは、歳入として、国庫補助金34万円増、県補助金250万円を減額し、一般会計繰入金3,647万円を増額するものでございます。

歳出については、下水道事業処理施設建設費の一部を、下水道管渠工事に変更するものでございます。これに伴い、委託料4,470万円の減額及び工事請負費7,833万円を増額するものでございます。

なお、この事業については、工期が長期にわたるため、一部予算を繰越明許措置により繰り越すものでございます。

以上の議案でございます。よろしく御審議をいただき、御採択をいただきますようお願い申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

#### 日程第8. 議案第98号

#### 日程第9. 議案第99号

議長(成吉 暲奎君) お諮りします。日程第8、議案第98号の築上町公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてから日程第9、議案第99号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定

についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第98号から議案第99号までを一括上程することに決定いたしました。

日程第8、議案第98号の築上町公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてから日程第9、議案第99号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第98号築上町公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第99号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成22年12月6日、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第98号は、築上町公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。本議案は、雇用促進住宅椎田宿舎を雇用促進機構から購入するに当たりまして、この町の管理の設置条例、それから管理ということで、並行した形で条例が必要になってまいります。そういうことで、本条例を提案いたしておるところでございます。

次に、議案第99号は、築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定でございます。本議案は、寺門団地が昭和44年度建設のうち、4戸のうち1戸が火災のため、廃止解体をいたしました。管理戸数が減少いたしましたので、また、双子団地、平成6年度建設4戸について、住宅種別が新法となっておりますが、2種が正しい住宅種別であるため、築上町営住宅条例の別表を改正するものでございます。

以上2議案、よろしく御審議の上、御採択をいただきますようお願い申し上げます。

#### 日程第10、議案第100号

#### 日程第11、議案第101号

議長(成吉 暲奎君) お諮りします。日程第10、議案第100号財産の取得についてから日程第11、議案第101号財産の処分についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第100号から議案第101号までは、委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第10、議案第100号財産の取得についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第100号財産の取得について、次のように財産を取得することについて議決を求める。平成22年12月6日提出、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第100号は、財産の取得についてでございます。本件は、先ほど町営住宅の財産取得について、管理条例を提案いたしました。それに付随した財産の取得でございます。雇用促進住宅の椎田宿舍の土地、建物の購入ということでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。武道議員。

議員(17番 武道 修司君) ちょっと確認をさせてもらいたいと思います。この予算3,730万6,551円の金額なんです。過去新聞等でどういうふうな流れの中で、この金額が決まったかというのは、大体大まかな流れはわかるんですが、この金額の支払い方法というか、予算はどのようになっているかをお聞きしたいというふうに思います。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

建設課長(田中 博志君) 建設課、田中です。雇用促進住宅の購入の予算につきましては、まず、国の住宅交付金を一部活用ということで、これにつきましては10分の4.5ということで45%、それから残りにつきましては、辺地じゃなくて、今、過疎債ということで、過疎対策事業の関係で今やっていますが、その分を一応活用します。それで、残りが単費ということになっております。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 何かありますか。よろしいですか。武道議員。よろしいですか。何か補足ありますか。何か補足することは、則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) 財政課、則行でございます。この取得価格3,730万6,551円につきましては、たしか、はっきりいたしません。6月の議会で予算は計上させていただいておったと思っております。

議長(成吉 暲奎君) 武道議員。

議員(17番 武道 修司君) で、そのときに多分、過疎債等を活用という話はなかったのではないかなと思う、財源のところですね。で、その財源が、予算で上がったとしても、財源がどこからどういうふうに来るのかの確認をさせてもらいたいですね。だけ、今説明がありましたけど、その内容でいいのかなのか。金額がもし、細かいというか、ある程度の大まかな金額がわかれば、金額でその単費、一般会計のほうから町が持ち出す金額が幾らなのか、過疎債で使う金額が幾らなのか。で、今10分の4.2って言われたですかね、42%が町営住宅の関係でもらうというふうな形で言われてましたけど、その金額をちょっともう一度確認をさせてください。

議長(成吉 暲奎君) 建設課長。

建設課長(田中 博志君) 建設課、田中です。住宅交付金につきましては、予算につきましては、10分の4.5ということで45%でございます。それで、3,800万が補助基本額としておりますので、1,700万程

度が住宅交付金を充当いたします。その残りが、今の過疎の関係。それで、過疎の補助の残りが単費と  
というような形の構成になっております。

議長(成吉 暲奎君) 則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) 財源の部分につきましては、今議会の一般会計94号の中に記載をさせていただ  
いておりますけども、従来は1,790万円の一般財源をつぎ込むような格好で調整をいたしておりました  
が、今議会の提案の中では、過疎債に振り替えて、過疎債を1,790万円充当するということにいたして  
おります。

以上でございます。

議長(成吉 暲奎君) 武道議員。

議員(17番 武道 修司君) 今、45%と、残りを過疎債でという話なら、一般会計というか、単費で出す  
のはゼロだろうと思うんですけど、今説明の中で、残りの部分はというふうな話がありましたけど、とにかく  
過疎債で、町単費はないというふうに理解しとってよろしいですか。

議長(成吉 暲奎君) 則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) 財政、則行でございます。あとの部分は、端数ということでお願いいたします。  
過疎債自体が充当率が100%というふうになっております。

以上でございます。

議長(成吉 暲奎君) ほかにありませんか。西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) この購入に当たって、除湿対策はしていただいているのかどうかお尋ねしま  
す。住宅の。

議長(成吉 暲奎君) もう1度ちょっと言ってください。よろしいですか。もう1度ちょっと言ってください。

議員(9番 西畑イツミ君) 済みません。購入に当たって、雇用促進住宅の除湿対策は、終わって購入す  
るのかどうかというのをお尋ねしたいんですが。

議長(成吉 暲奎君) 建設課長。

建設課長(田中 博志君) 建設課、田中です。済みません、何対策ですか。

議長(成吉 暲奎君) 除湿。

議員(9番 西畑イツミ君) ごめんなさい。(発言する者あり)除湿。

建設課長(田中 博志君) あっ、除湿ですか。済みません。一応、雇用能力開発機構と、一応購入の前  
に、あと施設の内容ちゅうか、改修の協議を行いました。基本的には、改修の内容は畳とふすまと壁と  
というような感じの改修で、基本的な除湿対策という形までは完全に行っていません。

議長(成吉 暲奎君) 西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) 課長も見に行かれてわかるように、とてもカビが生えてて、家具類がもうすぐ  
傷んでしまうんですね。それで、購入に当たっては、除湿対策を求めてほしいというふうに、私は再三  
お願いしてるんですが、今回はその畳とふすまと壁だけで、除湿対策はされていないということなんですか。

議長(成吉 暲奎君) 建設課長。

建設課長(田中 博志君) 建設課、田中です。今、御指摘のとおり、除湿対策については、根本的な改善はしておりません。これにつきましては、先ほども説明いたしましたが、雇用能力開発機構と協議する中で、住民の方、住民ちゅうか、入居者の方から、もともとそういう情報が一部ありました。鉄筋コンクリートの建物については、どうしても壁の背後とかいうのが、非常に結露するというので、どうかならんかと。風呂関係とか、それから押し入れの中とかいうような形で指摘がありましたけど、いろいろそういう対策ができないかということで要望もいたしました。能力開発機構としましては、ちょっとそこまでの全面的な改修は、ちょっと今回は難しいというようなことで、今回は一般的な畳、ふすま、それからもろもろなちょっとした、風呂の一部、風呂おけの改修等も悪いところはやっていますが、結露とか除湿に対しての抜本的な対策は行っていません。

議長(成吉 暲奎君) 西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) わかりました。そうすると、お風呂の除湿器は、今までこんな小さなだったのが、大きいものに換えられてるちゅうことでよろしいんでしょうか。

議長(成吉 暲奎君) 建設課長。

建設課長(田中 博志君) 建設課、田中です。除湿器というのにつきましては、基本的には改善という話は聞いてません。まあ、故障したところについてはつけかえはしてますけど、以前と同じような形じゃないかと思います。

議長(成吉 暲奎君) よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第100号について採決を行います。議案第100号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第100号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11、議案第101号財産の処分についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第101号財産の処分について、次のように財産を処分することについて議決を求める。平成22年12月6日提出、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第101号は、財産の処分についてでございます。本件は、旧船迫小学校の用地の売り払いをするものでございまして、基本的には4,990万で九州防衛局に売却すると、こういう議案でございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。あつ、ごめんなさい。吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) 買い上げてもらうことには問題ないんですけど、4,990万、坪単価にして2万8,000円ぐらいですかね。あそこら辺、大体そんなもんなんですかね。

議長(成吉 暲奎君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 処分の買い取り、町もそうですけど、国においても鑑定評価をきちっとしてやっております、このような価格じゃ、妥当な価格じゃないかと思えます。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) ほかにありませんか。平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 答弁に、職名をいつも名乗らんから、ちゃんと注意してください。議事録に残すときに、だれが発言したかわからないようになるので。

議長(成吉 暲奎君) はい、わかりました。お互いに注意してください。まあ、きょうのところは私にはわかっておりますもんで、名前は一応指名しておりますけど。

それでは続けます。ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第101号について採決を行います。議案第101号は原案のとおり可決することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第101号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## 日程第12. 議案第102号

議長(成吉 暲奎君) 日程第12、議案第102号基本協定の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第102号基本協定の締結について、公共下水道事業、築上町公共下水道椎田浄化センターの建設工事委託について、次のように基本協定を締結するものとする。平成22年12月6日提出、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第102号は、基本協定の締結についてでございます。本案は、町の公共下水道終末処理施設場施設であります椎田浄化センターの建設に伴いまして、日本下水道事業団に建設工事の委託を行うために、平成22年11月29日、基本協定を締結したものでございます。

中身といたしましては、東京都新宿区四谷三丁目3番1号、日本下水道事業団理事長、曾小川久貴と契約します。それから、一応3カ年の概算事業費ということで、6億1,300万で契約するものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) はい、進めます。

#### 日程第13. 議案第103号

#### 日程第14. 議案第104号

#### 日程第15. 議案第105号

議長(成吉 暲奎君) お諮りします。日程第13、議案第103号人権擁護委員の推薦についてから日程第15、議案第105号人権擁護委員の推薦についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第103号から議案第105号までは、委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

お諮りします。議案第103号から議案第105号の人権擁護委員の推薦については、人事案件であり、採決は無記名投票で行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。

日程第13、議案第103号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第103号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に、次の者を推薦することについて意見を求める。平成22年12月6日提出、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第103号は、人権擁護委員の推薦でございます。本議案は、人権擁護委員吉留平治氏が、平成23年3月31日をもって任期満了となります。吉留氏に、引き続き人権擁護委員をし

ていただきたく推薦をいたしております。

よろしく願い申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) ただいま説明のとおり、人権擁護委員の推薦について議会の意見を求めるものであります。本件は人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で適任、不適任を本日決定いたします。

議場の出入り口を閉めてください。(発言する者あり)

(議場閉鎖)

議長(成吉 暲奎君) 一応、わかりました。私語を慎んでください。ただいまの出席議員は19名であります。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、10番、西口周治議員、11番、有永義正議員を指名します。

それでは、投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

議長(成吉 暲奎君) 念のために申し上げます。投票は無記名投票とします。推薦に適任とする方は適任に丸印を、不適任とする方は不適任に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは白紙は不適任とみなします。

それでは、投票用紙を配付してください。

(投票用紙配付)

議長(成吉 暲奎君) もう、配付しました。「はい、しました」と呼ぶ者あり)配付漏れはありませんかね。それでは、記入してください。記入が終わりましたら、議席番号順に投票してください。

(議員投票)

議長(成吉 暲奎君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで投票を終わります。

それでは、開票を行います。立会人の方はお願いいたします。

(開票)

議長(成吉 暲奎君) それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、うち有効投票18票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち適任14票、不適任4票。よって、議案第103号の人権擁護委員に吉留平治氏を選任することに決定いたしました。

日程第14、議案第104号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第104号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に、次の者を推薦することについて意見を求める。平成22年12月6日提出、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第104号も人権擁護委員の推薦についてでございます。本案も、人権擁護委員吉武一郎氏を、再任をお願いするものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) ただいま説明のとおり、人権擁護委員の推薦について議会の意見を求めるものであります。本件は人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で適任、不適任を本日決定いたします。

議場の出入り口を閉めてください。締めてますね。

ただいまの出席議員は19名です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、12番、田村兼光議員、13番、田原親議員を指名いたします。

それでは、投票箱の点検を行います。点検はいいですか。点検いいですね。

〔投票箱点検〕

議長(成吉 暲奎君) 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。推薦に適任とする方は適任に丸印を、不適任とする方は不適任に丸印をつけてください。どちらとも判定しがたいもの、あるいは白紙は不適任とみなします。

それでは、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

議長(成吉 暲奎君) 配付漏れはありませんか。それでは、記入してください。記入が終わりましたら、議席番号順に投票をしてください。

〔議員投票〕

議長(成吉 暲奎君) 投票漏れはありませんか。全員投票ですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで投票を終わります。

それでは、開票をお願いします。立会人の方はお願いいたします。田村兼光議員。

〔開票〕

議長(成吉 暲奎君) それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、有効投票18票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち適任16票、不適任2票。

よって、議案第104号の人権擁護委員に吉武一郎氏を選任することについては、適任とすることに決定いたしました。

日程第15、議案第105号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第105号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に、次の者を推

薦することについて意見を求める。平成22年12月6日提出、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第105号も人権擁護委員の推薦についてでございます。人権擁護委員、川端洋子氏を、引き続き再度選任をお願いするものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) ただいま説明のとおり、人権擁護委員の推薦について議会の意見を求めるものであります。本件は人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で適任、不適任を本日決定いたします。

議場の出入り口を閉めてください。

(議場閉鎖)

議長(成吉 暲奎君) ただいまの出席議員は19名です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条2項の規定により、14番、信田博見議員、15番、宮下久雄議員を指名いたします。

それでは、投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

議長(成吉 暲奎君) 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。推薦に適任とする方は適任に丸印を、不適任とする方は不適任に丸印をつけてください。どちらとも判定しがたいもの、あるいは白紙は不適任とみなします。

それでは、投票用紙を配付してください。

(投票用紙配付)

議長(成吉 暲奎君) 配付漏れはありませんか。それでは、記入してください。記入が終わりましたら、議席番号順に投票をしてください。

(議員投票)

議長(成吉 暲奎君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで投票を終わります。

それでは、開票を行います。立会人の方お願いいたします。

(開票)

議長(成吉 暲奎君) それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、うち有効投票18票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち適任15票、不適任3票。

よって、議案第105号の人権擁護委員に川端洋子氏を選任することについては、適任とすることに決定いたします。

議場の出入り口を開きます。

(議場閉鎖)

町長(新川 久三君) ちょっと、先ほどの説明で訂正したいことがあります。

議長(成吉 暲奎君) 訂正がありますか。新川町長。

町長(新川 久三君) 先ほどの雇用促進事業団の財源のところ、ちょっと訂正させていただきます。過疎債が100%と言っておったのが、75%しか充当していないようでございます。25%、約600万が一般財源ということで訂正させていただきます。

議長(成吉 暲奎君) 以上、訂正を終わります。

ここで、議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務局まで提出してください。

なお、一般質問の締め切りは、本日の午後3時までといたします。

議長(成吉 暲奎君) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで散会いたします。御苦労さまでございました。

午前10時56分散会